

# 拒絶査定理由と異なる拒絶理由の通知義務における周知技術の扱い（その2）



会員 高瀬 彌平

## 目次

1. はじめに
2. 追加した周知技術を審決の主引用例として用いる場合
  - 2.1 情報記憶カード事件判決（知財高裁平成 18 年 6 月 28 日）
  - 2.2 長期飼料事件判決（知財高裁平成 18 年 12 月 27 日）  
(以上 07 年 9 月)
3. 追加した周知技術を審決において補助的引用例だが実質的に容易想到性判断の核心的な先行技術として用いる場合
  - 3.1 木質合成粉の製造方法事件判決（知財高裁平成 18 年 12 月 20 日）
  - 3.2 取引可否通知方法事件判決（知財高裁平成 19 年 4 月 26 日）
  - 3.3 シート張力調整装置事件判決（知財高裁平成 18 年 12 月 20 日）  
(以上本号)

### 3. 追加した周知技術を審決において補助的引用例だが実質的に容易想到性判断の核心的な先行技術として用いる場合

追加した周知技術が、審決において、形式的には補助的な引用例として本願発明と主引用例との相違点に用いられていても、実質的に容易想到性判断の核心的な先行技術となっている場合には、新たな拒絶理由を構成するという判断が最近の知財高裁判決で相次いで示されている。

これには、追加した周知技術が、重要な技術的意義を有する構成であり、且つ出願人が重要な論点であると認識していた相違点に用いられた場合（木質合成粉の製造方法事件、取引決定通知方法事件）、技術的に重要な相違点について出願人が拒絶査定第 2 引用例に基づく認定を争っていたところ、審判官が第 2 引用例が不相当であることに気付いて追加した周知技術で差し替えた場合（シート張力調整装置事件判決）、等がある。

### 3.1 木質合成粉の製造方法事件判決（知財高裁平成 18 年 12 月 20 日判決 平成 17 年（行ケ）10395 号）

#### 3.1.1 手続きの経緯及び判示事項

##### (1) 手続きの経緯

特許出願→第 1 回拒絶理由通知（刊行物 1 と刊行物 3（周知例 2）により容易想到）→補正→第 2 回拒絶理由通知（刊行物 1 と刊行物 2 により容易想到）→H16.4.12 補正→拒絶査定（第 2 回拒絶理由による）→審判請求→拒絶審決（刊行物 1, 2 及び周知例 1～3 により容易想到）→審決取消訴訟→判決（審決を取消す）

##### (2) 判示事項

熱可塑性樹脂成形材が、セルロース系破砕物の個々の単体の「表面全体」に付着するか「表面全体」は覆わないかという差異をどのように評価するか…表面全体に付着することによって均一で高密度の木質合成板の形成が可能であるというのであるから、単に程度の問題であるということとはできない。また、原告は、審判手続において、意見書によって、相違点 c については容易想到性がないとする主張を展開し、重要な論点であるとの認識を示していた。

しかるに、審決は、相違点 c について、周知慣用技術を適用して本願発明の構成とすることの容易想到性を肯定する判断をしたものであるが、拒絶理由通知においては、周知慣用技術の内容自体はおろか、その根拠となる特許公報にも、言及すらしていないのであるから、特許法 159 条 2 項で準用する同法 50 条に違背する違法がある。

#### 3.1.2 本願発明（特開平 7 - 266313 号公報）

##### (1) 特許請求の範囲（下線は H16.4.12 補正による追加部分）

【請求項 2】含有水分量を 15wt% 以内とし平均粒径 20 ムッシュ以下のセルロース系破砕物 20～75wt% に対して熱可塑性樹脂成形材 25～80wt% をともに攪拌衝

撃翼により混合して、摩擦熱によりゲル化混練して前記セルロース系破砕物の個々の単位表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ、次いで冷却し、粉碎して粒径10mm以下に整粒する工程を少なくとも含むことを特徴とする木質合成粉の製造方法。

## (2) 発明の詳細な説明及び図面

建築廃材料から得られるセルロース系の破砕物および自動車、家庭電気製品を始め、各種熱可塑性合成樹脂製品の廃材から得られる熱可塑性樹脂成形材を再利用して、木質合成板としてリサイクルされている。

本発明は、セルロース系の破砕物と熱可塑性樹脂成形材を押出機で混練して成形ダイより所定の肉厚に成形して押出すために好適な木質合成粉の製法に関する。

【発明が解決しようとする課題】従来においては、木粉と熱可塑性樹脂成形材の馴染みを改善することは依然として課題であった。

木粉の摩擦抵抗が与える影響すなわち成形押し時における焦げつき、成形板の組織に粗密を生じさせ、反り歪み等の変形を生じさせるなどの影響により、大きな粒径の木粉を使用することはできなかった。しかも、木粉を微粉末化するには時間がかかり、一方、木粉を必要以上に微粉末化すると熱可塑性樹脂成形材との馴染みが悪くなるという問題点があった。

【作用】木質合成粉は、木粉の粒径を熱可塑性樹脂成形材とのなじみを良好とし、ゲル化混練及び成形押し出し時における木粉の摩擦抵抗を減じ成形機の損耗、毀損の防止を図るため、平均粒径20メッシュ以下とする顆粒ないし粉末状とし、ゲル化混練及び成形時における木酸ガスを揮散し、水蒸気あるいは気泡発生を減少し、表面の肌荒れを防止する意図からその含有水分量を15wt%以内、好ましくは11wt%以内、理想的には8wt%の範囲内とする。

原材料の全体の20～75wt%好ましくは30～70wt%相当より好ましくは、35～65wt%のセルロース系破砕物例えば木粉と残りの熱可塑性樹脂成形材とする配合は、木粉が20%以下となると、流動混合混練手段において、熱可塑性樹脂成形材との混合により、被混練材料たる混合物が大きな塊となって固化し、ゲル化しないためであり、10mm以下に整粒するのは、成形押し出し時における焦げつきを防止し、また、木質合成粉の摩擦抵抗を減じ成形機の損耗、毀損の防止を図るためである。

【実施例】木質合成粉の製造実施例。

### 1-1. [流動混合混練手段]

図1において、80は原材料を混合し混練して「混練材料」を形成する流動混合混練手段で、「ミキサー」という。85、86、87は攪拌衝撃翼である。

### 1-2. [冷却造粒手段]

図2において、100は前述した混練材料を混合し攪拌して「造粒木粉」を形成する冷却造粒手段であり、「クーリングミキサー」という。

ミキサー80内で180℃にゲル化した混練材料を排出ダクト93を経てクーリングミキサー100へ投入してから10～15分程度で、ジャケット102内の冷却水により冷却されたミキサー本体101の内周壁面で90～100℃まで冷却され直径約25mm以下に造粒された「造粒木粉」が形成される。

図3において、120は造粒木粉を整粒する整粒手段であり、「カッタミル」を用いている。蓋122の投入口123からクーリングミキサー100で形成した造粒木粉を投入し、回転駆動手段でカッタ支持体124を回転すると、造粒木粉はカッタ支持体124の回転刃125と固定刃126間で約0.1～8mmに切断され「木質合成粉」が形成され、排出口131から次工程の押出機へ送られる。

【0138】本発明の木質合成粉を用いて押出成形を行なった場合は、木質合成粉は個々の木粉の全表面に樹脂が付着したものであるため、押出機内では個々の木粉間に樹脂が満遍なく浸透した良い混練状態の押し出し生地が形成されるため、この押し出し生地内の木粉が押出機内及び成形ダイ内の壁面で大きな抵抗を受けずに円滑に流動し、より一層均一で高密度の木質合成板が形成される。

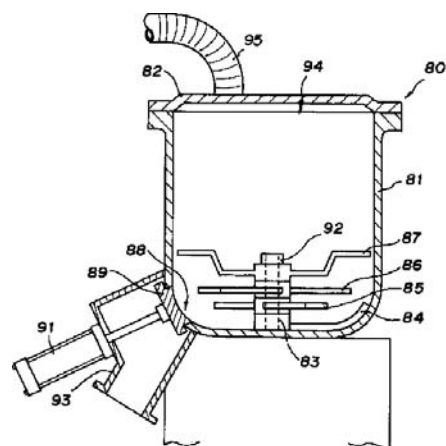


図1

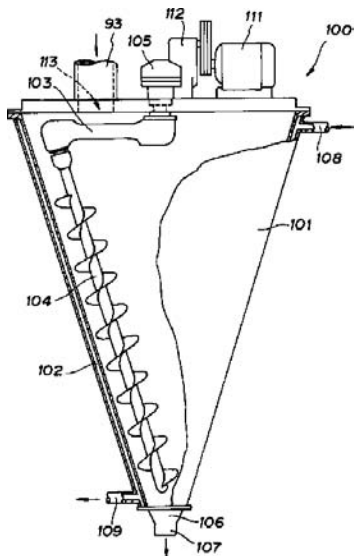


図 2

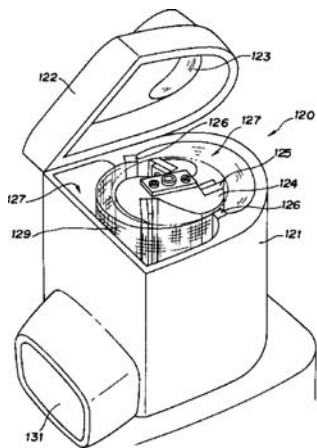


図 3

### 3.1.3 引用例及び周知技術

(1) 刊行物 1 (特公平 4 - 48606 号公報)

(特許請求の範囲)

熱可塑性樹脂材に木質繊維材が混合されてなる複合組成物の製造方法であって、ハードボード等の木質繊維素材を約 3mm 以下の木粉に粉碎し、しかる後、該木粉に熱可塑性樹脂原料を約 40～70 の重量%で添加し、これを少なくとも該熱可塑性樹脂原料が溶融する程度の摩擦熱が生じる約 160℃～180℃まで達する温度に高速攪拌して、前記木粉を乾燥しながら前記熱可塑性樹脂の粒子の表面に付着させ、この各粒子がほぼ均一な粒径に団粒化された後、これを冷却固化させることを特徴とする木質繊維を利用した複合組成物の製造方法。

(木質繊維素材の粉碎工程)

ハードボードあるいは木材といった木質繊維素材 1 を粉碎機にかけて、約 3mm 程度の木粉 2 に粉碎して

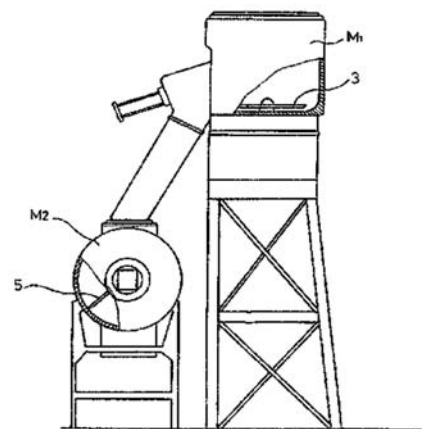
おく(第 2 図)。

(攪拌工程)

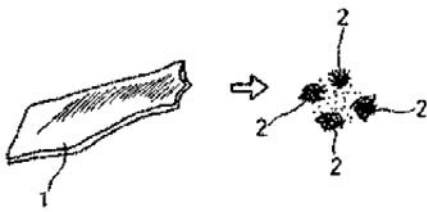
木粉 2 にポリプロピレン樹脂を重量比で約 1:1 に配合したものを、第 1 図に示す高速ミキサー M1 内へ投入し、高速攪拌して混練する。ミキサー M1 内では回転羽根 3 が高速回転されるため、木粉 2 と樹脂とが擦り合い摩擦熱が発生し、樹脂が溶融する程度の温度(約 160℃～180℃)にまで達する。樹脂は、軟化しゴム化するため、樹脂粒子 4 表面に木粉 2 がまぶされた状態で付着し始める。こうした単一粒子は樹脂が表面に露出されるため、粒子相互が付着し合い、団粒化が進行する。ところが、ミキサー M1 内は高速に攪拌されているため、団粒粒子 R (複合組成物) は一定の大きさ(約 10mm 程度の粒径)以上に成長することがなく、その粒径はほぼ均一に揃ったものとなる(第 3 図参照)。団粒化が完了すれば、ミキサー M1 の作動を停止し、団粒粒子 R を直ちにクーリングミキサー M2 内へ送り込む。

(冷却工程)

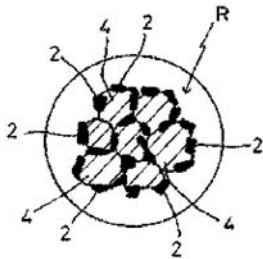
クーリングミキサー M2 は、回転羽根 5 を内蔵しており、投入された団粒粒子 R を攪拌する。クーリングミキサー M2 はその壁内に冷却水が循環しており、団粒粒子 R は約 20℃ の冷却温度にて冷却される。こうして団粒粒子 R が固化すれば、木質繊維材と樹脂とが混合され、ほぼ粒径の揃った複合組成物が取出される。得られた複合組成物の使用については例えばベント付押し成形機にてガス抜きを行いながらシート押しを行い製品に加工される。



第 1 図



第2図



第3図

(2) 刊行物2（特開昭58-102745号公報）  
（特許請求の範囲）

粒径1mm以下、含水率10%前後の木質粉末を予め120℃～150℃に加熱しつつ、これに懸濁重合によって得られた熱可塑性樹脂で粒径0.5mm以下の粉末を全量に対し重量比で40～60%混合し加熱攪拌し、…該混合粉体を気体を含んだ流動状態とし、かつ該混合粉体の温度を使用樹脂の軟化温度以上、熔融温度以下に保ちつつ押出機の供給口より定量供給し、該押出機により混練、熔融を行い、成形ダイを通じてペレット其他の成形品に加工することを特徴とする木質系合成樹脂複合材の製造法。

(3) 周知技術

①周知例1（特開昭61-2505号公報）

「セルロース系素材の破砕物に対し10～30重量%の熱可塑性樹脂材を添加し、混練処理をもって添加熱可塑性樹脂材を該破砕物周面に付着し、次いで該破砕物を粉碎処理をもって再破砕して得られる素材をもってホットプレス成形をなしたことを特徴とする木質板の成形方法」、「この混練りに於いては、セルロース系素材1をベースとして、この素材1の周面に満遍なく熱可塑性樹脂材2が付着されていることを要し」及び「素材1の周面に巣あるいは気泡を生ずる余地を無くし、良好な素材同士の馴染みが約束されたものである」が記載されている。

②周知例2（刊行物3：特開昭60-30304号公報）

「熱可塑性合成樹脂と、木材の粉状、粒状、若しくは繊維状のものを加熱混練機を用いて短時間混練し、木質表面に樹脂を融着せしめたのちこれを冷却し

適度に破砕してから熱板又は型枠上に均一に供給し熱プレスを用いて加圧加熱して板状に成形する合成木質板の製造方法」、「樹脂と木粉等とをあらかじめ加熱、混練したので木粉等の表面に樹脂が融着して木質と樹脂が十分に馴染んでいる。」、「熱プレスを用いて成型した後も樹脂と木粉等との混和状態が均一であるため、良質の合成木質板を得ることができる」等が記載されている。

③周知例3（特開昭60-223843号公報）

「ポリスチレン樹脂を溶媒中に溶解して樹脂溶液を調製し、樹脂溶液100重量部に対して木粉30～100重量部を添加混合した後に溶媒を揮散させ、木粉を中核としてその周囲にポリスチレン樹脂の層が被着された粒状物を得ることを特徴とする木粉を主体としたポリスチレン樹脂粒状物の製造方法。」、「木粉の外周をポリスチレン樹脂等で被覆した構造により、木粉を主体とするにもかかわらず通常のポリスチレン樹脂の粒状物と全く同様の成型法により種々の成型物を製造できる」等が記載されている。

3.1.4 拒絶査定理由及び審決理由の要点

(1) 拒絶査定理由

この出願については平成16年1月29日付け拒絶理由通知書（第2回拒絶理由通知）に記載した理由（刊行物1と刊行物2により容易想到）によって拒絶すべきものである。

〔備考〕

出願人は意見書で、本願の請求項1に係る発明は「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材が付着され」ている点で引用文献1（刊行物1）に記載された発明と相違する旨主張している。

しかしながら、本願明細書及び図面の記載をみても「セルロース系破砕物の個々の単体表、面全体に熱可塑性樹脂成形材が付着され」ている点についての具体的な裏付けが欠けておりその構成が確認できない。

本願発明における、セルロース破砕物の熱可塑性樹脂成形材とが混合され、ゲル化混練されるという製法をみると、両者がランダムに入り混じった状態となるものと解され、必ずしもセルロース系破砕物の両面が熱可塑性樹脂成形材によって被覆された状態とは限らないものと認められる（これは引用文献1に記載された発明においても同様である）。

したがって、上記の点に関して本願の請求項1に係る発明と引用文献1に記載された発明に記載された発

明との間に明確な差異は認められず、出願人の主張は採用できない。

(2) 審決理由（不服 2004 - 12000 号）

審決は、拒絶査定に示された認定判断と異なり、本願発明が「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」た点に関し、本願明細書の段落【0138】の記載により具体的裏付けが得られると判断したものの、この点に関する相違点 c につき、周知例 1～3 を示し「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ることは周知慣用技術であって、当業者が容易に想到し得ると判断した。

〔結論〕

本願発明は、刊行物 1 の発明並びに刊行物 2 に記載された技術的事項及び周知慣用技術（周知例 1 ないし 3）に基いて当業者が容易に発明をすることができたものである。

〔理由〕

本願発明と刊行物 1 の発明と一致点及び相違点の認定。

一致点：

セルロース系破砕物に対して熱可塑性樹脂成形材とともに攪拌衝撃翼により混合して、摩擦熱によりゲル化混練して、次いで冷却し、粒径 10mm 以下にする工程を少なくとも含む押出成形用の木質合成粉の製造方法である点。

相違点：

- a. セルロース系破砕物が、本願発明では含有水分量を 15wt% 以内とし平均粒径 20 メッシュ以下のものに対して、刊行物 1 の発明では含有水分量は明らかでなく、平均粒径は 3mm 以下のものである点。
- b. セルロース系破砕物と熱可塑性樹脂成形材との配合割合が、本願発明ではセルロース系破砕物 20～75wt% に対して熱可塑性樹脂成形材 25～80wt% を配合するものであるのに対して、刊行物 1 の発明では木粉（セルロース系破砕物）約 30～60wt% に対して熱可塑性樹脂原料（熱可塑性樹脂成形材）約 40～70wt% を配合するものである点。
- c. 本願発明ではセルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させたのに対して、刊行物 1 の発明では熱可塑性樹脂原

料（熱可塑性樹脂成形材）を軟化・ガム化させ、樹脂粒子表面に木粉（セルロース系破砕物）をまぶされた状態で付着させた点。

- d. 冷却後、粒径 10mm 以下にする工程が、本願発明では粉碎して 10mm 以下に整粒するものに対して、刊行物 1 の発明では粉碎するものではない点。

a. の相違点について検討する。

刊行物 2 には、木質系合成樹脂複合材の製造法において、木質粉末として粒径 1mm 以下、含水率 10% 前後の木質粉末を用いることが記載されている。刊行物 2 に記載された技術事項を参照し、刊行物 1 の発明における木粉（セルロース系破砕物）として、含有水分量が 15wt% 以内であり、平均粒径 20 メッシュ以下、すなわち 0.85mm 以下のものを用いたことに格別な困難性はない。

b. の相違点について検討する。

刊行物 1 の発明は、木粉（セルロース系破砕物）約 30～60wt% に対して熱可塑性樹脂原料（熱可塑性樹脂成形材）約 40～70wt% を配合するものであり、配合割合は、本願発明における、セルロース系破砕物 20～75wt% に対して熱可塑性樹脂成形材 25～80wt% を配合する配合割合と大きく重複している。刊行物 1 の発明における配合割合の上限及び下限について、格別の臨界的意義を見いだすことができないから、配合割合について実験をすることにより、その採り得る範囲を拡げて本願発明に到ることは、当業者が容易になし得たものである。

c. の相違点について検討する。

木粉等のセルロース系破砕物と熱可塑性樹脂原料とを混合・攪拌して複合粉を得る製造方法において、セルロース系破砕物の表面全体に熱可塑性樹脂原料を付着させて複合粉を製造することは周知慣用技術（例えば周知例 1 ないし 3）である。

これらの周知慣用技術は本願発明と共通する「混入されるセルロース系素材に於ける表面摩擦抵抗」の問題に鑑み（周知例 1）、木粉等と樹脂との「馴染み」を良好にする（周知例 1 ないし 3）ことを開示しており、しかも、セルロース系素材と熱可塑性樹脂との複合成形品を得るためのセルロース系素材と熱可塑性樹脂より成る複合粉の製造方法である点で刊行物 1 の発明と共通している。そうすると、刊行物 1 の発明に上記の周知慣用技術を適用して相違点 c に係る構成を得

ることは当業者が容易に想到することができたものである。

d. の相違点について検討する。

木質合成樹脂複合製品の製造法において、セルロース系破砕物と熱可塑性樹脂とが集合して形成される成形物を粉砕し、所望の粒径に整粒することは周知慣用技術（例えば周知例1, 2）である。そして、刊行物1の発明において粉砕の工程を伴わずに10mm以下の粒径を得ていたところ、成形物を粉砕する必要が生じれば、上記周知慣用技術を適用して成形物を粉砕し、整粒する工程を付加することは、当業者が適宜に実施しうる設計事項にすぎない。

### 3.1.5 当事者の主張

#### (1) 原告主張の審決取消事由

第1回拒絶理由通知において刊行物3（周知例2）が引用されたほかは、各拒絶理由通知において、周知例1～3は引用されていない。

拒絶査定は、本願発明が「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ている点については具体的裏付けが欠け、その構成が確認できず、刊行物1の発明との間に明確な差異は認められないとしたのであって、この拒絶査定から、本願発明が「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ている点について具体的裏付けがあり、刊行物1の発明との間に明確な差異が認められたとしても「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ることが周知慣用技術であるとする拒絶理由を予測することは不可能である。したがって、審決において、周知例1～3により「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体、に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ることが周知慣用技術であると判断する以上、審判長は、刊行物1, 2に周知例1～3を追加した新たな拒絶理由通知を行うべきであったのであり、そのような拒絶理由通知をせずになされた審決判は、原告の反論及び補正の機会を不当に奪ったもので、特許法159条2項で準用する同法50条に違背した違法がある。

#### (2) 被告特許庁の反論

拒絶理由通知に示していない文献であっても、周知慣用技術を裏付けるためのものであれば、新たな拒絶理由通知をすることなく審決（拒絶査定）において示したとしても違法ではない。また、審決は、拒絶査定で示されていた理由とは異なる論理構成により本件出

願を拒絶すべきであるとしたのではなく、本願発明が、拒絶査定理由となった刊行物1, 2に記載された発明に基づいて、特許法29条2項に該当するとの判断をしたものである。

### 3.1.6 判決理由の要点

刊行物1の発明も、セルロース系破砕物と熱可塑性樹脂成形材とが付着するものであり、相違点は、熱可塑性樹脂成形材が、セルロース系破砕物の個々の単体の「表面全体」に付着するか「表面全体」は覆わないかという差異をどのように評価するかという問題である。

そこで、本願明細書の発明の詳細な説明をみると、「本発明の木質合成粉を用いて本発明の押出成形を行った場合は、木質合成粉は個々の木粉の全表面に樹脂が付着したものであるので、押出機内70では個々の木粉間に樹脂が満偏なく浸透した良い混練状態の押出し生地79が形成されるため、…、より一層均一で高密度の木質合成板が形成される」（【0138】）との記載があり、熱可塑性樹脂成形材が表面全体を付着することによって均一で高密度の木質合成板の形成が可能であるというのであるから、単に程度の問題であるということとはできない。また、原告は、審判手続において、意見書によって、相違点cについては容易想到性がないとする主張を展開し、重要な論点であるとの認識を示していた。

しかるに、審決は、相違点cについて、周知慣用技術を適用して本願発明の構成とすることの容易想到性を肯定する判断をしたものであるが、拒絶理由通知においては、周知慣用技術の内容自体はおろか、その根拠となる特許公報にも、言及すらしていないのであるから、特許法159条2項で準用する同法50条に違背する違法がある。したがって、審決判断1は取消しを免れない。

確かに、審決は、その判断に当たり、拒絶査定（その引用する第2回拒絶理由通知）で示されなかった新たな公知文献を引用したわけではなく、また、用いたのは周知慣用技術であるというのではあるが、本件のような事案においては、出願に係る発明と引用された発明との構成上の相違点について、特定の技術を用いる場合には、その技術が周知技術であっても、いかなる周知技術であるかについては、特段の事情がない限り、拒絶理由として通知されていなければならないものと解すべきである。なお、当該周知技術が拒絶理由

で通知されていれば、その裏付けとなる刊行物等の証拠については、これを追加的に変更をしたり、別なものに交換的に変更したりするのは許容されるが、本件は、周知技術自体が拒絶理由通知に開示されていないのであるから、そのような許容される場合に該当するものではない。

なお、周知例2（刊行物3）については、第1回拒絶理由通知書に引用文献1の発明として引用されているが、周知例2には、セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させるという周知技術が開示されていると認定することができない（この点は、審決判断2で検討する）から、周知例2が第1回拒絶理由通知書に引用されていることを理由に、審決の上記判断上の措置を正当化することはできない。（筆者注：審決判断2の検討において、判決は、『刊行物3は、付着に関する質的なもの、すなわち、付着の強弱や分離の難易を問題にしたものと理解するのが自然である。それに対し、本件発明の「セルロース系破砕物の個々の単体表面全体に熱可塑性樹脂成形材を付着させ」ことは、付着の広がり、範囲を問題にしたものである。』と両者の相違を述べている。）

### 3.1.7 検討

相違点cは、明細書の段落【0138】の記載から明らかかなように、重要な技術的意義を有するから、それが周知例1～3に記載されているとしても、周知例1～3を示した新たな拒絶理由を通知すべきである。判決は妥当である。

## 3.2 取引可否通知方法事件（知財高裁平成19年4月26日 平成18年（行ケ）10281号）

### 3.2.1 手続きの経緯及び判示事項

#### (1) 手続きの経緯

出願→拒絶理由（A：29条1項柱書き、B：36条6項2号、C：29条2項 引例1～3）→拒絶査定→審判請求→補正→前置報告（理由A、B）→審理終結通知→上申書（並行処理に進歩性あり）→審決（29条2項 引例1、2、周知技術）→審決取消訴訟→判決（審決を取消す）

#### (2) 判示事項

審決は、特許法29条1、2項にいう刊行物等に記載された事項から容易想到性を肯認する判断過程において参酌するような周知技術として用いているのではなく、むしろ、実質的には、上記周知技術を容易想到性

を肯認する判断の核心的な引用例として用いている。

本件補正発明1が引用例1に記載された発明と対比した場合に有する相違点2の構成は、最も重要な構成の一つとして、出願人が、慎重な審理判断を求めたものであるのに、審決は、この構成についての容易想到性を肯認するについて、審査及び審判手続で挙示されたことのない特定の技術事項を周知技術として摘示し、かつ、これを引用例として用いたものであるから、審判手続には、審決の結論に明らかに影響のある違法がある。

### 3.2.2 本願発明（特開2003-6435号公報）

(1) 特許請求の範囲（補正後のもの、符号は筆者記入）  
【請求項1】表示手段26、入力手段25及び通信網NWに接続する通信手段24を備える端末装置20と、前記通信網に接続する通信手段16及び記録手段13に予め記録された記録情報10aを読み出す手段を備える中央装置10とが前記通信網に接続して相互に通信を行い、前記中央装置が前記端末装置に関連する人物に対する取引の可否を通知する取引可否通知方法において、

前記端末装置は、通信手段により接続した通信網を介して前記中央装置に接続し、

前記中央装置は、人物に関する第1人物情報の入力を要求する第1入力要求情報を、通信手段により接続した通信網を介して前記端末装置へ送信し（S103）、

前記端末装置は、更に、第1入力要求情報を、通信手段により接続した通信網を介して受信し（S104）、受信した第1入力要求情報に基づいて第1人物情報の入力を要求する画像を表示手段26に表示し（S105）、

第1人物情報の入力を入力手段により受け付け（S106）、入力を受け付けた第1人物情報を、通信手段により接続した通信網を介して前記中央装置へ送信し（S107）、

前記中央装置は、更に、第1人物情報を、通信手段により接続した通信網を介して受信し（S108）、前記人物に関し第1人物情報と異なる第2人物情報の入力を要求する第2入力要求情報を、通信手段により接続した通信網を介して前記端末装置へ送信し（S112）、

前記端末装置は、更に、第2入力要求情報を、通信手段により接続した通信網を介して受信し（S113）、受信した第2入力要求情報に基づいて第2人物情報の入力を要求する画像を表示手段に表示し（S114）、第2人物情報の入力を入力手段により受け付け（S115）、入力を受け付けた第2人物情報を、通信手段により接続した通信網を介して送信し（S116）、

前記中央装置は、更に、第2入力要求情報の送信(S112)から第2人物情報の受信(S117)までの処理と並行して、受信した第1人物情報と前記記録手段に予め記録された記録情報との照合を含む第1処理を開始し(S111)、第2人物情報を、通信手段により接続した通信網を介して受信し、受信した第2人物情報に基づく第2処理を行い(S120)、第1処理の照合による結果及び第2処理の結果に基づいて決定した取引の可否を示す結果情報を前記端末装置へ送信して取引の可否を通知することを特徴とする取引可否通知方法。

## (2) 発明の詳細な説明及び図面

**【従来の技術】** 消費者金融業者等の取引事業体にて消費者に対する融資等の取引を行う場合に、その消費者に対する融資等の取引をすることの可否を決定するための審査が行われる。

以前では、消費者が取引事業体の事業所に出向き、運転免許証及び旅券等の証明書、並びに勤務先及び居住形態等の消費者に関する人物情報等の情報に基づいて、消費者と対面した取引事業体の審査担当者が審査を行うという方法が一般的であったが、最近では通信技術の発展に伴いパーソナルコンピュータ及び携帯電話等の消費者が管理する端末装置を用いての審査がなされている。

パーソナルコンピュータ及び携帯電話等の端末装置を用いての審査も、審査担当者と対面した状態で行われる審査と実質的に大差はなく、端末装置から取引事業体が管理するサーバコンピュータ等の中央装置へ証明書の番号等の証明書情報及び人物情報等の情報を送信し、中央装置にて受信した証明書情報及び人物情報等の情報を表示する。表示された証明書情報及び人物情報等の情報に基づいて、審査担当者が取引の可否に関する審査を行い、審査した結果を電話連絡等の通信方法により消費者に通知する。

**【発明が解決しようとする課題】** 従来の取引可否決定方法では、消費者が証明書情報及び人物情報等の情報を送信してから審査の結果が通知されるまで、約30分もの時間が必要であり、情報の送信から審査の結果が通知されるまでの時間の短縮という課題を有している。

本発明は、人物情報等の各種情報と履歴等の記録情報との照合、証明書情報に基づく人物の同定、及び人物情報に基づく評価等の処理を実行することにより、中央装置による人手を介さない自動審査を実現して、

情報の送信から審査の通知までの時間を10秒程度にまで短縮し、しかも自動審査のため審査担当者が対応する必要が無いので審査担当者の労働条件を考慮せずとも365日24時間審査を行うことができ消費者の利便性を向上させることができる取引可否決定方法の提供を目的とする。

さらに、人物情報の入力及び送信を複数回に分け、先に中央装置へ送信した第1人物情報に基づく審査と、後で中央装置へ送信する第2人物情報の入力等の消費者の操作とを並行して行うことにより、消費者が体感する待ち時間を短縮することが可能な取引可否決定方法等の提供を他の目的とする。

**【発明の実施の形態】** 図1は本発明の取引可否決定方法を概念的に示す説明図である。図中1はサーバコンピュータを用いた本発明の中央装置であり、中央装置10は消費者金融業者等の取引事業体100に管理されており、インターネット等の通信網NWに接続されている。

通信網NWには、取引事業体100と融資等の取引を行う消費者200が管理するパーソナルコンピュータ及び携帯電話等の端末装置20が接続されており、取引事業体100は消費者200に対する取引を行う場合に、端末装置20を管理する消費者200に対して取引をすることの可否を決定するための審査を中央装置10により行う。

中央装置10は通信線TLを介してホストコンピュータを用いた外部の情報記録装置30に接続しており、情報記録装置30が備える様々な消費者…の過去の取引状況を記録している取引状況データベース30aにアクセスすることが可能である。

図2は本発明の取引可否決定システムの構成を示すブロック図である。中央装置10は、装置全体を制御するCPU11、本発明の中央装置用のコンピュータプログラムPG及びデータ等の情報を記録しているCD-ROM等の記録媒体RECから情報を読み取るCD-ROMドライブ等の補助記憶手段12、補助記憶手段12により読み取られた情報を記録するハードディスク等の記録手段13、情報を記憶するRAM14、通信線TLに接続する第1通信手段15、並びに通信網NWに接続する第2通信手段16を備えている。そして記録手段13からコンピュータプログラムPG及びデータ等の情報を読み取り、RAM14に記憶させてCPU11により実行することで、サーバコンピュータは本発明



の中央装置 10 として動作する。

また記録手段 13 の記録領域の一部は、消費者の氏名、生年月日、及び住所等の人物に関する人物情報、端末装置 20 の通信網 NW 上の位置を示すアドレス（NW がインターネットであれば IP アドレス）等の通信情報、人物の同定に用いられる同定情報である運転免許証及び旅券等の証明書の番号を示す証明書情報、電子メールアドレス等の連絡先情報を過去の履歴として示す記録情報を記録する記録情報データベース 10a 等の各種データベースとして用いられており、必要に応じて記録情報データベース 10a にアクセスし、情報の記録／読取処理が行われる。

端末装置 20 は、CPU21、記録手段 22、RAM23、通信網 NW に接続する通信手段 24、マウス及びキーボード等の入力手段 25、並びに CRT ディスプレイ及び LCD 等の表示手段 26 を備えている。

次に本発明の取引可否決定システムにて用いられる中央装置 10 及び端末装置 20 の情報入力処理を図 3 及び図 4 に示すフローチャートを用いて説明する。取引事業体 100 からの融資等の取引を所望する消費者 200 は、端末装置 20 を操作して通信網 NW に接続し、中央装置 10 の取引ウェブページにアクセスする (S101)。

中央装置 10 では、端末装置 20 からのアクセスを受け付け (S102)、第 1 人物情報、証明書情報、及び連絡先情報等の各種情報の入力を要求する第 1 入力要求情報を端末装置 20 へ送信する (S103)。

端末装置 20 では、第 1 入力要求情報を受信し (S104)、受信した第 1 入力要求情報を表示する (S105)。

第 1 人物情報等の入力を受け付けるとこれを中央装置に送信する (S106, S107)。

第 1 人物情報とは、氏名、生年月日、及び性別等の消費者 200 の識別及び同定に用いられる情報を主に含んでいるが、それだけに用いられるのではなく、生年月日から算出される年齢に基づく取引可否の判断等の評価処理にも用いられる。

中央装置 10 では、第 1 人物情報、証明書情報、及び連絡先情報等の各種情報を受信し (S108)、受信した各種情報に誤入力がないと判断した場合 (S109, S110 : Y)、受信した各種情報に基づく第 1 取引可否決定処理を起動させる (S111) と共に、第 2 人物情報の入力を要求する第 2 入力要求情報を端末装置 20 へ送信する (S112)。第 2 人物情報は、住所、居住形態、勤務先（勤め先）の業種、職種、勤務形態、保険

種類、及び月収等の取引希望者の経済力に関する情報である。

端末装置 20 では、第 2 入力要求情報を受信し (S113)、受信した第 2 入力要求情報を表示し (S114)、第 2 人物情報等の各種情報の入力を受け付け (S115)、受け付けた第 2 人物情報等の各種情報を中央装置 10 へ送信する (S116)。

中央装置 10 では、第 2 人物情報等の各種情報を受信し (S117)、受信した各種情報に誤入力が無いと判断した場合 (S118, S119 : Y)、ステップ S108 にて受信した第 1 人物情報、証明書情報、及び連絡先情報、並びにステップ S117 にて受信した第 2 人物情報等の各種情報に基づく第 2 取引可否決定処理を開始する (S120)。

中央装置 10 では S112 ~ S120 の処理と並行して下記の処理を行う。パスポート等の証明書による人物同定処理で論理的矛盾が無ければ人物同定が可能と判断し、以下の第 1 取引可否決定処理に入る。

受信した連絡先情報及び証明書情報を、記録情報データベース 10a に記録されている記録情報の中で、所定時間内に記録情報として記録されている通信情報、連絡先情報、及び証明書情報と照合し、該当する記録情報が無い場合、第 1 人物情報及び連絡先情報を情報記録装置 30 へ送信する。これは、所定時間内に同一電子メールアドレス、同一免許証番号、同一電話番号、及び同一 IP アドレスでの審査の申込が行われていないことを確認することで、二重申込及びなりすまし等の不正行為を防止するためである。

情報記録装置 30 では、受信した第 1 人物情報及び連絡先情報を、取引状況データベース 30a に記録されている過去の借入及び返済等の金融機関との取引状況と照合し、照合結果情報を中央装置 10 へ送信する。照合した結果が該当する取引状況が無い場合、当該消費者 200 との取引が可能であると判断し、第 1 取引可否決定処理を終了する。

上記第 1 取引可否決定処理と、第 2 入力要求情報送信 (S112) から第 2 取引可否決定処理開始 (S120) までの処理とは並行して行われ、通常、消費者 200 による操作を必要とする後者の処理の方が時間がかかるため、第 1 取引可否決定処理に要する時間は消費者 200 にとって待ち時間として体感することはない。

中央装置 10 では、ステップ S108 にて受信した第 1 人物情報、証明書情報、及び連絡先情報、並びにステッ

プ S117 にて受信した第 2 人物情報等の各種情報を所定の方法にて点数化する評価を行い、評価の結果に基づいて、取引の可否を判断する。

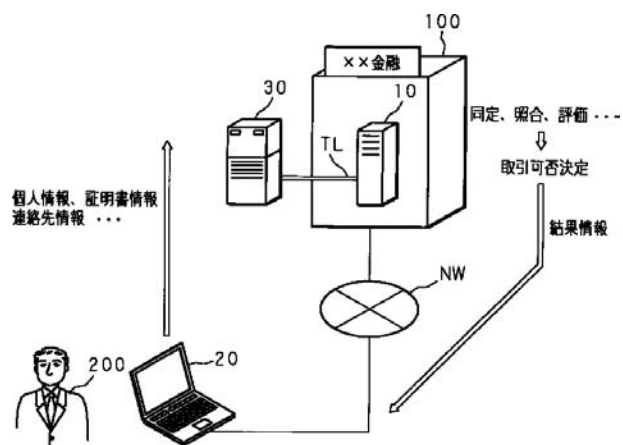


図 1

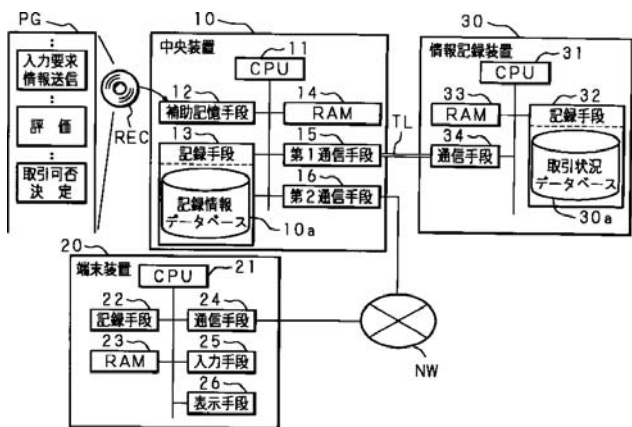


図 2

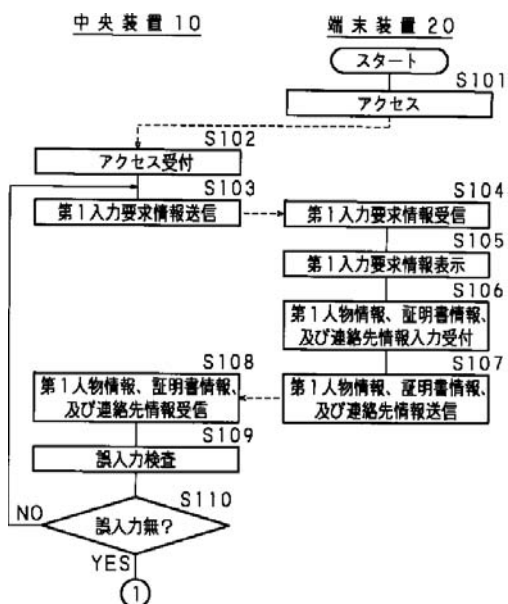


図 3

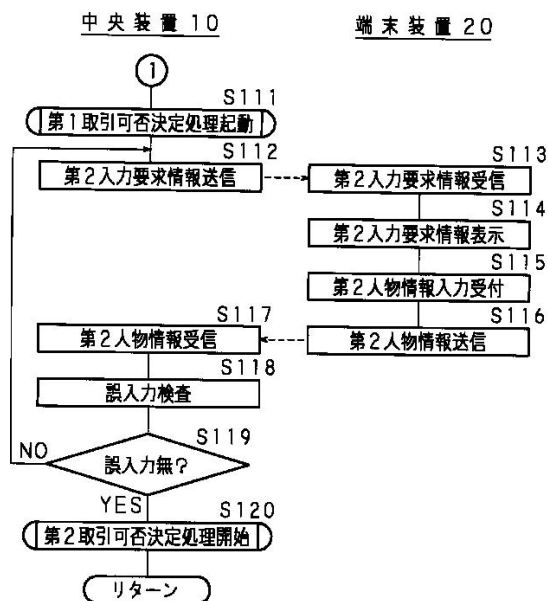


図 4

### 3.2.3 拒絶査定の理由、審判手続き及び審決理由

#### (1) 拒絶査定の理由

出願人に対し、次のとおり拒絶理由通知書通知がされた。

「A. この出願は、特許法 29 条 1 項柱書に規定する要件を満たしていない。B. この出願は、特許請求の範囲の記載が特許法 36 条 6 項 2 号に規定する要件を満たしていない。C. この出願の下記の請求項に係る発明は、下記の刊行物に記載された発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

記

(請求項 1～17 (判決注：本件補正前))

- ・引用文献 1～17
- ・備考：引用文献 1～3 には、人物等の情報を送信して、これを評価することによって資格等の審査を行う発明が記載されており、本願発明のような構成は、周知事項である。

引用文献等一覧

1. 特開 2001 - 125958 号公報 (判決注：引用例 2)
2. 国際公開第 97/22073 号パンフレット (判決注：引用例 1。甲 1 の特表 2002 - 515991 号公報に同旨。)
3. 特開平 11 - 272764 号公報

拒絶理由通知の理由に基づいて拒絶査定が行われた。

「この出願については、平成 16 年 8 月 10 日付け拒絶理由通知書に記載した理由 A～C によって、拒絶

すべきものである。

備考

○理由 A, B について

出願人は、意見書で、「……」と主張している。しかしながら、補正後の請求項を検討すると、データベースをどの様に利用しているのか（HOW TO）については具体的に記載されていないことから、依然として、自然法則を利用した技術思想の創作に当たらないし、構成も明確に特定できない。

○理由 C について

出願人は意見書で、各引用文献について、「通信情報を検出し取引の可否を決定するという構成要件はおろか、通信情報についてさえ開示も示唆もしていない。」と主張している。この主張について検討する。

確かに、先の引用文献には、出願人が主張する点については記載はないが、IP アドレス等の通信情報を識別情報として利用することは、例えば、文献 4, 5 に見られるように、周知事項であり、これを適用することは当業者が適宜なし得る事項である。従って、本願発明は、先の引用文献及び周知事項から当業者が容易になし得たものと認める。

文献

4. 特開 2001 - 103049 号公報

5. 特開 2000 - 315231 号公報

(2) 審判手続

①担当審査官が作成した前置報告書

審判請求人は平成 17 年 2 月 10 日付け手続補正書で、「前記中央装置は、更に、第 2 入力要求情報の送信から第 2 人物情報の受信までの処理と並行して、受信した第 1 人物情報と前記記録手段に予め記録された記録情報との照合を含む第 1 処理を開始し、第 2 人物情報を、通信手段により接続した通信網を介して受信し、受信した第 2 人物情報に基づく第 2 処理を行い、第 1 処理の照合による結果及び第 2 処理の結果に基づいて決定した取引の可否を示す結果情報を前記端末装置へ送信して取引の可否を通知する」との補正を行った。

この補正について検討する。

第 1, 2 の処理がどのようなものであって、それがどのようなハードウェア資源を利用しているかといった事項については具体的に記載されておらず、依然として、自然法則を利用した技術思想の創作であるとは認められないし、構成も明確に特定できない。

また、審判請求人は、面接において、「第 1, 2 の処

理を並列処理」したところが特徴である旨主張したが、並列処理のための具体的構成は記載されておらず、そのためどの様なハードウェア資源を利用するかといったことについても記載されていないことから、この主張についても格別な事項と認められない。上記の点を考慮すると、第 1, 2 の処理が明確でないため、引用文献との差違も明確でなく、技術的に格別なものと認められない。

②審判請求人の上申書

審理終結の通知を受けました。これに対し、審理の再開の申立をおこないますので、審理の再開の御決定をいただきますようお願い申し上げます。

その申立の理由として、平成 17 年 2 月 10 日付で提出しました請求項 1 及び請求項 4 に対する進歩性の判断が十分になされていない虞があると思料しているからです。すなわち、請求項 1 及び請求項 4 の構成要件「第 2 入力要求情報の送信から第 2 人物情報の受信までの処理と並行して、受信した第 1 人物情報と記録手段に予め記録された記録情報との照合を含む第 1 処理を開始」する点は、文献 1 乃至 5 のいずれにも開示も示唆もなされていません。かかる構成要件に対する進歩性の判断について再度審理を行っていただきたく、審理再開の御決定を頂きますようお願い申し上げます。

(3) 審決理由（不服 2005 - 828 号）

引用例としては、拒絶理由通知で引用文献 2 として示した国際公開第 97/22073 号パンフレット（実際には甲 1 の特表 2002 - 515991 号公報に依拠した。）を引用例 1 とし、拒絶理由通知で引用文献 1 として示した特開 2001 - 125958 号公報を引用例 2 とした。そのうえで、本件補正発明 1 と引用例 1 に記載された発明とを対比して、相違点 2 として次のとおり認定した。

「本件補正発明 1 では、端末装置から中央装置に人物情報を送信する際に、第 1 人物情報と第 1 人物情報とは異なる第 2 人物情報との 2 つの人物情報に分けて送信しており、そのために、「中央装置」は、…第 1 入力要求情報を、…送信し、第 1 人物情報を…受信し、…第 2 入力要求情報を、…送信し、第 2 入力要求情報の送信から第 2 人物情報の受信までの処理と並行して、受信した第 1 人物情報と前記記録手段に予め記録された記録情報との照合を含む第 1 処理を開始し、…受信した第 2 人物情報に基づく第 2 処理を行い、第 1 処理による照合の結果及び第 2 処理の結果に基づい

て…取引の可否を通知し、一方、「端末装置」は、…第1入力要求情報を…受信し、第1人物情報の入力を要求する画像を表示手段に表示し、第1人物情報を…中央装置へ送信し、第2入力要求情報を…受信し、…第2人物情報の入力を要求する画像を表示手段に表示し、…入力を受け付けた第2人物情報を…送信している、のに対して、引用例1に記載された発明では、そのような構成になっていない点。」

審決は、上記相違点2について、容易想到性を認める判断をした。審決は、その際、拒絶理由通知に挙示した引用文献を用いることなく、次のとおり、「普通に用いられている手法」（周知技術と同義である。）及び「処理を短くするという要請は、一般常識に照らしてみれば、当然に内在していると考えられる」ことを適用することによって結論を導いた。

①「業務の中で、一方の部署から、他方の部署へ書類を送付し、他方の部署で審査処理を行う場合に、その処理に要する時間を短くするために、一方の部署でできあがった書類を順に他方の部署に送付し、他方の部署では、それらの書類を順次受け取って処理を順次開始し進行させていき、最後に順次進行させた処理の総合的な結果に基づいて承認するか否かの結果を示すことは、業務処理の態様として、普通に取られている手法である（例えば、特開平10-254949号公報（本訴甲3）等参照。）」

②「また、本件補正発明1のオンライン信用貸し可否通知方法においても、可否決定の処理を短くするという要請は、一般常識に照らしてみれば、当然に内在していると考えられるから、端末装置から中央装置に人物情報を送信する際に、第1人物情報と第1人物情報とは異なる第2人物情報との2つの人物情報に分けて送信して順次処理を開始し進行させていき、最後に第1人物情報の処理結果と第2人物情報の処理結果とに基づいて結果を通知するようにすることは、引用例1に接した当業者が容易に発想しうる事項である。」

### 3.2.4 当事者の主張

#### (1) 原告（出願人）の主張

審決は、拒絶理由通知における引用文献1ないし3とは異なる特開平10-254949号公報に基づく「普通に取られている手法」を周知技術として認定し、これにより、「本件補正発明1は、引用例1に記載された発明及び周知の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである」と判断した。原告に

は、拒絶査定理由と異なる拒絶理由について、意見書を提出する機会が与えられなかったから、審判手続には、特許法159条2項で準用する同法50条の規定に違反する瑕疵がある。

#### (2) 被告（特許庁）の反論

周知の事項については、拒絶理由として、査定前に具体的な引用例を示すことを要しないのであって、審決は、「普通に取られている手法」の一例として、特開平10-254949号公報に記載したのであるから、拒絶理由として、具体的な引用例を示すことを要しない。したがって、審判手続に、特許法159条2項で準用する同法50条の規定に違反する瑕疵はない。

#### 3.2.5 判決理由の要点（下線は筆者記入）

審決の推論①、②は、本件補正発明1が引用例1に記載された発明と対比した場合に有する相違点2の構成について、審決において初めて挙示した特定の周知技術を引用例として用いて行ったものというべきであり、周知技術を単に当業者の技術水準を知るためなどに補助的に用いたものということとはできない。

また、「業務の中で、一方の部署から、他方の部署へ書類を送付し、他方の部署で審査処理を行う場合に、その処理に要する時間を短くするために、一方の部署でできあがった書類を順に他方の部署に送付し、他方の部署では、それらの書類を順次受け取って処理を順次開始し進行させていき、最後に順次進行させた処理の総合的な結果に基づいて承認するか否かの結果を示す」との技術は、審決で認定したように周知技術であるとしても、審決は、特許法29条1、2項にいう刊行物等に記載された事項から容易想到性を肯認する判断過程において参酌するような周知技術として用いているのではなく、むしろ、審決の説示に照らすならば、実質的には、上記周知技術を容易想到性を肯認する判断の核心的な引用例として用いているといわざるを得ない。

本件補正発明1が引用例1に記載された発明と対比した場合に有する相違点2の構成は、本願発明の出願時から一貫して最も重要な構成の一つとされてきたのであり（筆者注：相違点2は、審判請求時の補正で追加したものであって出願時には存在しなかった。）、出願人である原告が、審査及び審判で慎重な審理判断を求めたものであるのに、審決は、この構成についての容易想到性を肯認するについて、審査及び審判手続で挙示されたことのない特定の技術事項を周知技術とし

て摘示し、かつ、これを引用例として用いたものであるから、審判手続には、審決の結論に明らかに影響のある違法がある。

### 3.2.6 検討

相違点2は、拒絶査定を克服すべく審判請求時の補正で追加した事項であり、これを審判請求人が上申書において引用例との相違点として強調していたのだから、たとえそれが周知技術であったとしても、新たな拒絶理由を通知すべきである。判決は妥当である。

## 3.3 シート張力調整装置事件判決（知財高裁平成18年12月20日判決 平成18年（行ケ）10102号）

### 3.3.1 手続きの経緯及び判示事項

#### (1) 手続きの経緯

特許出願→拒絶理由（刊行物1及び刊行物2により容易想到）→補正→拒絶査定→審判請求・本件補正→拒絶審決（刊行物1、刊行物2及び周知技術により容易想到）→審決取消訴訟→判決（審決を取消す）

#### (2) 判示事項

本件では、本願補正発明と引用発明1との相違点に係る構成が本願補正発明の重要な部分であり、審査官が、当該相違点に係る構成が刊行物2に記載されていると誤って認定して、特許出願を拒絶する旨の通知及び査定を行い、しかも原告が審査手続及び審判手続において刊行物2に基づく認定を争っていたにもかかわらず、審決は、相違点に係る構成を刊行物2に代えて、審査手続では実質的にも示されていない周知技術に基づいて認定し、さらに、その周知技術が普遍的な原理や当業者にとって極めて常識的・基礎的な事項のように周知性の高いものであるとも認められない。このような場合には、拒絶査定不服審判において拒絶査定理由と異なる理由を発見した場合に当たるといえることができ、新たな拒絶理由通知を發し、出願人たる原告に意見を述べる機会を与えることが必要であった。

### 3.3.2 本願発明（特開平10-167533号公報）

(1) 特許請求の範囲（本件補正による補正箇所を下線で示す。符号、記号は筆者記入）

シートロール用巻芯PにシートSを巻いたシートロールRを支持手段1に着脱自在かつ回動自在に支持し、上記シートロールから引き出されるシートの張力を調整するシート張力調整方法において、上記巻芯に設けたデータ記憶手段43にシートの巻取量をデー

タとして記憶し、上記巻芯のデータ記憶手段から巻取量データを読み取り、上記シートロールのシートの引出量を測定し、上記巻取量データと上記引出量データとに基づいてシートの引き出しに伴うシートロールの回転に対して負荷をかけることを特徴とするシート張力調整方法。

#### (2) 発明の詳細な説明及び図面

【発明の属する技術分野】この発明は、シートロールからシートを適切に緊張した状態で引き出すための巻芯及び装置に関する。

シートロールから引き出されるシートは、常に一定の張力をかけて緊張させた状態で引き出すのが好ましいが、実際にはシートの引出量に応じてロール径が変化するため、引出張力も少しずつ変動する。

薬剤分包装置として、シートを引き出して移送する移送路にシール装置が設けられ、このシール装置の上流側でシートを2つ折りにすると共にその間に薬剤を供給した後シール装置によりシートを幅方向と両側縁部とを帯状に加熱融着して薬剤を分包するようにしたものが知られている。

【発明が解決しようとする課題】シートロールの径の変化が生じて張力がほぼ一定となるように調整するシート張力調整装置が実公平1-36832号公報（筆者注：刊行物1）により提案されていたが、シートの使用による巻取量の変化を径方向に配置した巻径検出センサで段階的に検出する方式を採用しているため、検出センサのランクが切替わる径になると、芯管軸の偏心、シートの重量、巻き歪みなどの原因により電磁ブレーキのブレーキ力ランクが1回転毎に上下に変動するバイブレーション現象が生じる（段落【0005】）。

このため、張力変動によりシートを2つ折りした際にシートの縁部が正確に重ならない、いわゆる頁ずれが生じ、包装不良部分が生じる。又、ブレーキ力のランクが急激に変動するため幅方向に裂傷が生じる。

この発明は、シートロールにかかる負荷力がシートロールに回転毎に大小に変動しないようにして、シートの裂傷や包装不良を抑えることを課題とする。

この発明のシート張力調整装置においては、測定したシートの引出量と巻芯へのシートの巻取量とに基づいてシートロールの回転に対して負荷をかけるようにしたので、シートロールの巻径を検出するセンサが不要となる（段落【0011】）。

図1は薬剤分包装機の主として給紙部と分包部とを

取り出した概略構成図である。給紙部は水平に支持された支持軸1に巻芯Pにシートをロール状に巻いたRが回転自在に装着され、シートロールRから引き出された包装シートSが印字ユニット7、7a間と送りローラ2、3を通り、次の分包部へ供給される。

分包部は、三角板4で2つ折りにされた際にホッパ5から所定量の薬剤が投入された後ミシン目カッタを有する加熱ローラ6により所定間隔で幅方向と両側縁部とを帯状にヒートシールして分包袋Wを形成する。

図5は給紙部から包装シートを分包部へ送り薬剤を分包する装置の主要部材を制御する回路の概略ブロック図である。制御回路30は、エンドセンサ31からの信号、送りローラ3に設けられたロータリエンコーダ32からの信号、あるいは加熱ローラ6の軸に連結されるモータ6aの出力軸上でその回転数を計測する回転数カウンタ33からの信号のいずれかによりモータブレーキ20へブレーキ力を与えるための制御指令、及びモータ6aへの制御指令を出力する。34は外部からデータを入力するための入力部である。

制御回路30には、巻芯P内のトランスポンダ43(図4参照)に対して包装シート5の巻取量の読み取りや書き込みを行うデータ通信のRWユニット35が接続されている。

未使用のシートロールRを支持軸1にセットすると、制御回路30が、接合を検知してRWユニット35を介してトランスポンダ43から出荷時の包装シート5の巻取量 $L_{max}$ を読み取る。ここで、包装シートSの巻取量をL、シートSの厚みを $\gamma$ 、シートロールRの最小径を $d_{min}$ 、巻回数をnとして、シートロールRの巻径dは、 $d = 2L/n\pi - 2\gamma - d_{min}$ となる。

ロータリエンコーダ32により包装シートSの引出量 $L_p$ が測定されると、包装シートSの巻取の残量は、 $L_{max} - L_p$ となるから、 $d = 2(L_{max} - L_p)/n\pi - 2\gamma - d_{min}$ により、包装シートSを $L_p$ だけ引き出したときのシートロールRの巻径dが求められる。

この巻径dに基づいて以下の要領でモータブレーキ20の印加電圧を変化させて、シートロールRの回転に対するブレーキ力を調整する。

制御回路30は、エンドセンサ31等の作動検出により、初期装着や中途取外再装着を検出すると、特殊モードと認識し、図6に示すように、モータブレーキ20に最大の直流電圧 $V_s$ を印加して、シートロールRの回転に最大のブレーキ力をかける。通常モードへの切

り替わりと同時にモータブレーキ20への印加電圧をシートロールRの巻径dに合うような電圧Vに低下させ、その巻径dに合うブレーキ力をかけて包装シートSを適度に緊張した状態でスムーズに引き出す。包装シートSが引き出されてシートロールRの巻径dが小さくなるとモータブレーキ20への印加電圧を随時低減させる。

このシート張力調整装置によれば、常に適切な張力で包装シートSが引き出されるので、包装シートSの裂傷やニツ折り時のずれによる包装不良を抑えることができる。

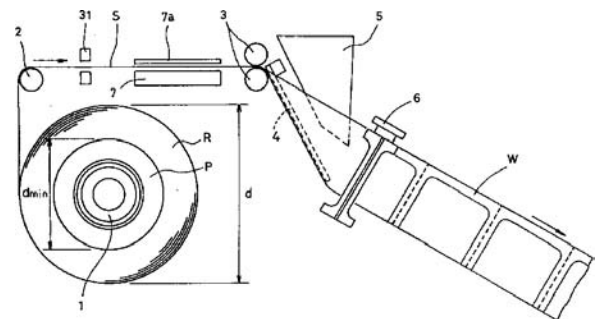


図1

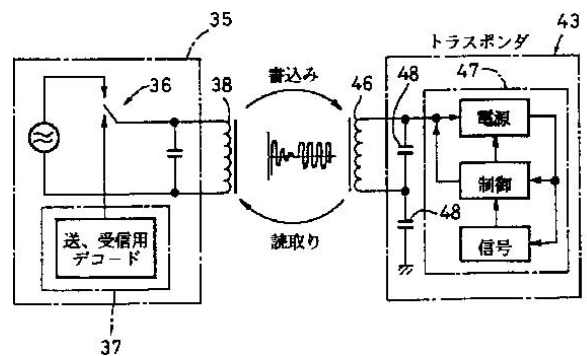


図4

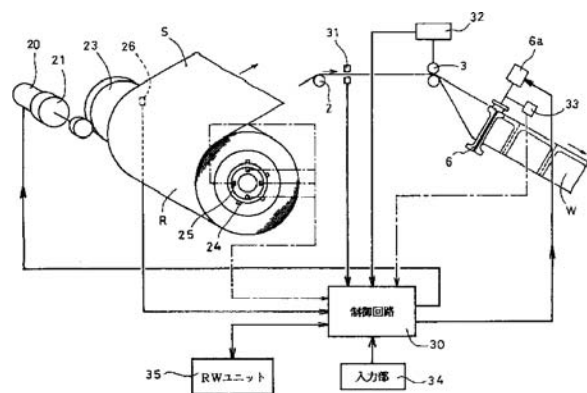


図5

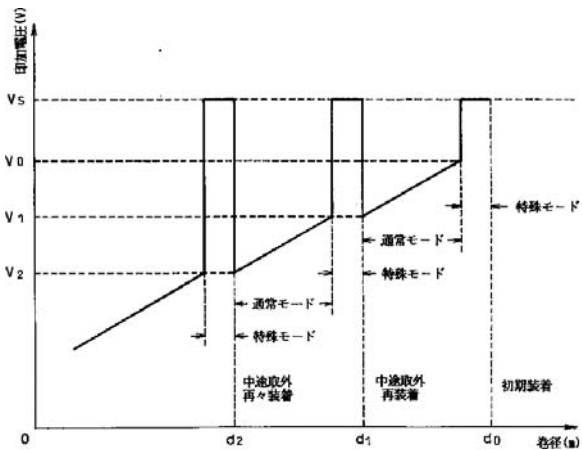


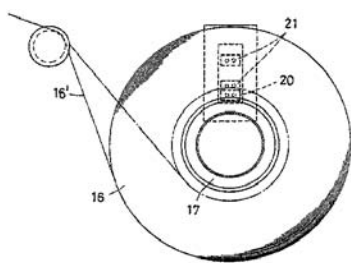
図 6

### 3.3.3 引用例及び周知技術

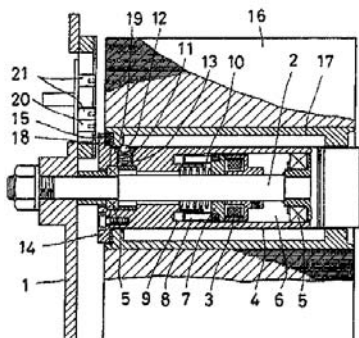
#### (1) 刊行物 1 (実公平 1 - 36832 号公報)

ペーパーロールから引き出されたペーパー等のシート張力調整装置に関する。

シートの引き出し量が多くなり、シートロール 16 の巻径が次第に小さくなると、シートロールの径方向に配置した複数の巻径検出器 21 が外径側から順次動作する。巻径検出器からの検出信号によって電磁ブレーキである電磁石 3 に流れる電流値が制御され、ロール径が小さくなるに従って電磁石 3 の磁力が弱くなる。このため、ロール支持筒 4 に作用する回転方向の負荷は段階的に小さくなり、シートの張力がロール径に応じて制御され、シート張力をほぼ一定に制御することができる。



第 2 図



第 1 図

#### (2) 刊行物 2 (実用新案登録 3031148 号公報)

図 1 は本考案に係る長尺材流通管理システムの全体図を示す。システムは、トランスポンダ 14 が装着された芯管 1 と、トランスポンダ 14 と情報の交換を行う芯管回収処理装置 32 と、芯管 1 が供給される薬剤包装装置 34、薬袋印刷装置 35 等の長尺材処理装置 33 とから構成される。

芯管 1 に巻き付けた長尺材 21 の残量を検出するための複数の残量検出センサ 22 が径方向に並設され、残量検出部 38 を構成している (図 10 参照)。残量検出センサ 22 は発光素子と受光素子とからなり、長尺材 21 が所定量巻き戻される毎に、長尺材 21 の残量を検出する。

張力調整部 37 は、図 10 に示すように、芯管 1 が装着される回転軸 45 と、長尺材 21 を搬送する搬送ローラ 46 と、長尺材 21 の弛み具合を検出するセンサとからなり、長尺材 21 の弛み具合に基づいて制御部 44 により回転軸 45 又は搬送ローラ 46 の回転を制御し、長尺材 21 に常に一定の張力が作用するように調整している。

送信部 41 及び受信部 42 は、芯管 1 のトランスポンダ 14 との間で、機械番号、残量検出部 38 によって検出された長尺材 21 の残量情報等のデータを送受信する。

制御部 44 は、残量検出部 38、エラー検出部 40 からの入力信号を受けて、張力調整部 37、包装処理部 36 に制御信号を送ると共に、受信部 42 を介してトランスポンダ 14 から芯管 1 を装着する機械番号を読み取り、送信部 41 を介してトランスポンダ 14 にメモリ 43 のデータを書き込む。

【0046】紙残量の緊張ランクとは、長尺材 21 に作用する張力がある一定範囲内に維持される程度を示し、芯管 1 の回転速度と、巻き付けた長尺材 21 の量と、長尺材 21 が供給される最初の搬送ローラ 46 の回転速度との関係によって決定される。緊張ランクが一致していなければ、緊張ランクの調整を行う。緊張ランクの調整は、長尺材 21 の撓み量が多い場合、芯管 1 側の回転軸 45 の回転速度を落とし、逆に小さい場合、芯管 1 の回転速度を上げる。

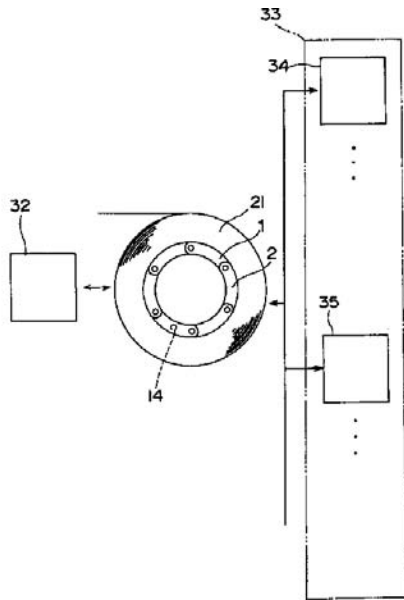


図 1

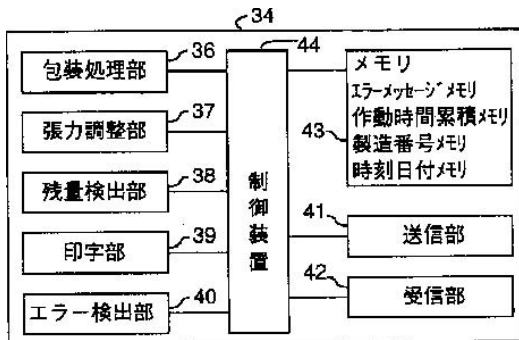


図 9

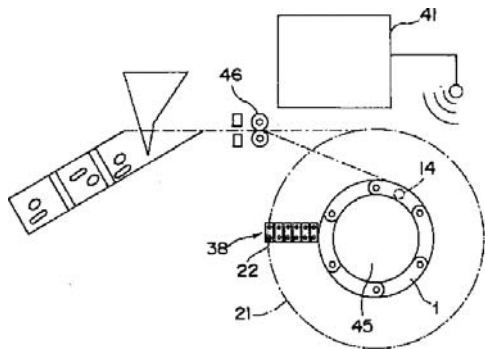


図 10

(3) 周知技術（実開平 4 - 135546 号 甲 3）

巻取り軸に巻かれたフィルム等の巻取り物を巻き取る作業において、その巻出しまたは巻取り物にたるみを生じたり、過大な張力がかからないようにする張力制御装置に関する。

【0003】巻出しロール径を測定して張力制御に電磁ブレーキを用いた張力制御装置の従来例を説明する。図 8 において、巻出し部 1 は、電磁ブレーキ 3 を結合しフィルム 2 を巻き込んだ巻出し軸 4 に回転計 23 が装

着されている。回転計 23 は、制御装置 21 に入力し、制御装置 21 の出力はドライバ 22 で増幅されて電磁ブレーキ 3 を駆動している。回転計 23 は、巻出し軸 4 が 1 回転する毎に 1 パルスを制御装置 21 に入力する。演算回路 27 は、回転計 23 からの入力パルスを累算するカウンタと、第 1 の設定器 24 に設定された初期巻出しロール径から、第 2 の設定器 25 に設定したフィルム 2 の厚みにカウンタの内容を掛けた数値を減算する機能と、この減算結果と、第 3 の設定器 26 に設定したフィルム 2 の巻出し張力とから算出されるブレーキ力を電磁ブレーキ 3 に出させる為に必要な電流値を算出する。演算回路 27 は算出結果をドライバ 22 に出力する。初期巻出しロール径を  $D_0$ 、フィルムの厚みを  $t$ 、カウンタの内容を  $n$  とすると、現在の巻出しロール径  $D$  は、 $D = D_0 - 2(t \times n)$  で表される。電磁ブレーキに必要なブレーキ力を  $B$ 、必要張力を  $F$  とすると、ブレーキ力  $B$  は、 $B = F \times D/2$  で表される。

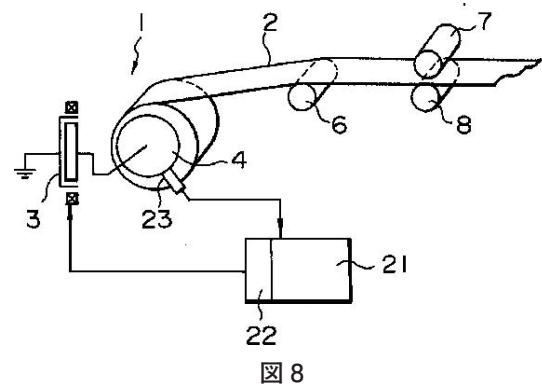


図 8

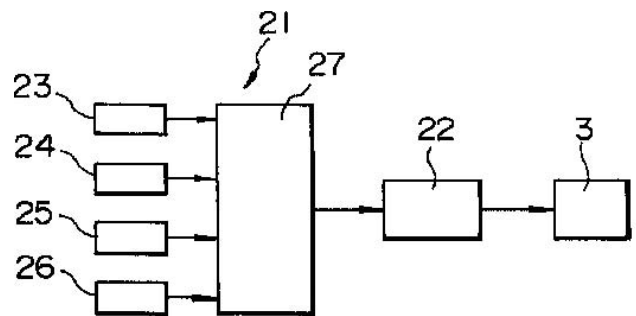


図 9

3.3.4 拒絶査定理由及び審決理由

(1) 拒絶査定理由

拒絶理由通知には、刊行物 1, 2 を引用文献として掲げ、「備考」として「刊行物 2 に記載された、巻芯に設けたトランスポンダに巻取量、残量、日時等のデータを記憶し、当該データに基づきロールの回転に対する負荷を制御する発明を刊行物 1 に記載されたシート



張力調整方法及び装置の発明について適用し、本願の請求項1～6に係る発明とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。」と記載している。周知技術については言及していない。

拒絶理由通知に対して、原告は、刊行物2には、巻取量データと引出量データに基づき回転に対する負荷を制御することは記載も示唆もされていない旨主張する意見書を提出したが、審査官は、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせない、として拒絶の査定をした。

拒絶査定には備考として、刊行物2の段落【0042】【0045】【0046】などを摘示した上で、「刊行物2には、計測時における残量に基づき回転に対する負荷を制御する発明が記載されており、さらに、ある時点の巻取量データと、その時点からの引出量データとにより残量を検出することは、例を挙げるまでもなく通常行われていたことにすぎないから、巻取量データと引出量データに基づき回転に対する負荷を制御することは、刊行物2に記載されているに等しい事項というべきであり、出願人の上記主張は受け入れることが出来ない。」と記載された。

(2) 審決理由（不服2005 - 10030号）

(ア) 本願補正発明と引用発明1との一致点

シートロール用巻芯にシートを巻いたシートロールを支持手段に着脱自在かつ回動自在に支持し、上記シートロールから引き出されるシートの張力を調整するシート張力調整方法において、シートの引き出しに伴うシートロールの回転に対して負荷をかけるシート張力調整方法。

(イ) 相違点

本願補正発明が、「上記巻芯に設けたデータ記憶手段にシートの巻取量をデータとして記憶し、上記巻芯のデータ記憶手段から巻取量データを読み取り、上記シートロールのシートの引出量を測定し、上記巻取量データと上記引出量データとに基づいて」負荷をかけるのに対し引用発明1は、複数の巻径検出器により検出されたシートロール径に基づいて段階的に負荷をかける点。

(エ) 相違点の判断

シート張力調整方法において、段階的なシートロール径ではなく、シートの巻取量をデータとして設定し、シートの引出量を測定し、巻取量データと引出量データとに基づいてシートの引き出しに伴うシートロールの回転に対して負荷をかけるシート張力調整方法は

周知技術(実開平4 - 135546号の段落0003参照。甲3)であり、データを設定する際の一手段としてデータ記憶手段は広く用いられている慣用技術である。してみると、「巻取量をデータとして記憶し、データ記憶手段から巻取量データを読み取り、上記シートロールのシートの引出量を測定し、上記巻取量データと上記引出量データとに基づいて」負荷をかけることは、引用発明1に周知技術を適用して、当業者が容易になし得たものである。

さらに、記憶手段に関して、設計者はその配置を決定すべきことが設計にあたり必須となること、公知の配置として、「使用量」に係る記憶手段の配置について、巻芯に設けたデータ記憶手段にシートの残量をデータとして記憶し、シートロールのシートの使用量を算出し、巻取量データと上記使用量データとに基づいてシートの残量を検出する、巻芯・シート処理方法。となる引用発明2が記載されている。

当業者であればその設計に当たり、公知の配置を参酌することは当然に行うべき事項であるから、相違点に係る事項は、引用発明1に周知の技術及び引用発明2を適用することにより当業者が適宜なし得た程度のことにはすぎない。

そして、本願補正発明の効果も、当業者の予測を越えるような格別のものはない。したがって、本願補正発明は、引用発明1、2及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

### 3.3.5 当事者の主張

(1) 原告主張の審決取消事由

審決は、引用発明1、2及び審決で初めて引用した甲3（周知技術）に基づいて本願補正発明の進歩性を否定しているが、引用発明2の公知技術としての位置づけが、拒絶理由通知書と相違しており、甲3を公知例として適用している。原告は甲3発明について意見を述べる機会もなく、補正の機会も与えられなかったものであるから、特許法159条2項で準用する同法50条の規定に違反する。

(2) 被告（特許庁）の反論

進歩性の判断に当たっては、前提として周知技術、慣用技術等を考慮して刊行物に記載される発明と対比判断されることが当然である。刊行物1、2は、審査における拒絶の理由に引用されたものであり、審決は、本願補正発明と引用発明1とを比較して、相違点が存在することを認めた上で、この相違点は、引用発

明2及び周知技術を適用すれば容易に発明をすることができたものであると判断したものであって、拒絶査定理由と異なる理由で審決したものではない。審決において提示した実願平3-50354号（実開平4-135546号）のマイクロフィルム（甲3）は、新たな刊行物として引用したものではなく、周知技術を説明するために例示した一例示文献にすぎない。

### 3.3.6 判決理由の要点（下線は筆者記入）

（1）審査官は、本願補正発明と引用発明1の相違点に係る構成に関し、刊行物2には、シート巻取量と使用量から求めた残量に基づきロールの回転に対する負荷を制御する発明が記載されているとの認定に基づき、相違点に係る構成は、引用発明1に引用発明2の構成を適用することにより、当業者が容易に想到し得ると判断している。

しかしながら、刊行物2には、長尺材21の搬送距離に基づいて使用開始からの使用量を算出し、算出した使用量から長尺材21の残量が求められ、求められた残量がトランスポンダ14に記憶されることは記載されているが、シートの張力調整は、センサで検出された長尺材21の弛み具合に基づいて回転軸45又は搬送ローラ46の回転を制御することにより、長尺材21に常に一定の張力が作用するように調整するものである。したがって、引用発明2は、巻取量データと引出量データから求められるシート残量とに基づいて張力の調整を行うものではない。

そうすると、拒絶理由通知書及び拒絶査定「備考」欄における、刊行物2は、シート巻取量と使用量から求めた残量に基づきロールの回転に対する負荷を制御する発明が記載されているとの認定は誤りである。

（2）審決は、シートロールの巻取量データと引出量データとに基づいて負荷をかけるという相違点に係る構成が「周知技術」として認定し、拒絶理由通知書及び拒絶査定のように、刊行物2に記載されているとは認定していない。

シートロールの巻取量データと引出量データとに基づいて負荷をかけるという構成が、本願補正発明の構成要件のうちでも重要な部分であることは、本願補正明細書の記載からも明らかである。そして、審査手続及び審判手続を通じ、原告が、巻取量データと引出量データに基づき回転に対する負荷を制御することが刊行物2に記載されているとの認定を争ってきたこと

は、前記判示のとおりである。

周知技術はその技術分野において一般的に知られ、当業者であれば当然知っているべき技術をいうにすぎないのであるから、審判手続において拒絶理由通知に示されていない周知事項を加えて進歩性がないとする審決をした場合であっても、原則的には、新たな拒絶理由には当たらないと解すべきである（例えば、東京高判平成4年5月26日・平成2年（行ケ）228号参照。）。

しかしながら、本件では、本願補正発明と引用発明1との相違点に係る構成が本願補正発明の重要な部分であり、審査官が、当該相違点に係る構成が刊行物2に記載されていると誤って認定して、特許出願を拒絶する旨の通知及び査定を行い、しかも原告が審査手続及び審判手続において刊行物2に基づく認定を争っていたにもかかわらず、審決は、相違点に係る構成を刊行物2に代えて、審査手続では実質的にも示されていない周知技術に基づいて認定し、さらに、その周知技術が普遍的な原理や当業者にとって極めて常識的・基礎的な事項のように周知性の高いものであるとも認められない。このような場合には、拒絶査定不服審判において拒絶査定理由と異なる理由を発見した場合に当たるといえることができ、拒絶理由通知制度が要請する手続的適正の保障の観点からも、新たな拒絶理由通知を発し、出願人たる原告に意見を述べる機会を与えることが必要であった。審決は、相違点の判断の基礎として上記周知技術を用いているのであるから、この手続の瑕疵が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

### 3.3.7 検討

本願の明細書では、後に拒絶査定理由の刊行物1として使われる実公平1-36832号公報を先行技術として挙げた上で、シートロールの巻取量データと引出量データとに基づいて負荷をかける構成に本願発明の技術的特徴があると説明しているのだから、この構成を記載した刊行物こそが容易想到性判断の核心となる先行技術である。そのような先行技術として、拒絶査定理由では刊行物2を採用していたが、審決では不適当であることに気付いて周知技術（甲3）で差し替えた。本願発明の容易想到性判断の核心となる先行技術を差し替えたのだから、新たな拒絶理由を通知すべきである。判決は妥当である。

（原稿受領 2007.7.24）